

新型コロナウイルス感染症に係る保育所等における自粛期間及び保育料の減額対象一覧

場 面	対象者		登園	保育料 減額	休園・登園停止期間等
	園児本人	同居家族			
①園児が感染した場合	●	-	×	◎	保健所から指示された療養期間は、登園できません。
②保育所等で感染者が確認された場合	●	-	×	◎	保育所等で感染者が確認されたら、市が接触状況や感染が広がる恐れがないか等を確認し、保育所等と協議の上、自粛要請者を特定し、必要な期間、登園自粛を要請します。 【自粛要請の範囲】 ①市が特定した園児・職員のみ ②クラス全員（クラス休園） ③保育所全員（全部休園） ただし、同居きょうだいは登園できます。
③保健所から濃厚接触者に特定された場合	●	-	×	◎	保健所から指示された待機期間は、登園できません。 ※検査結果が陰性の場合でも待機期間中は、登園できません。
	-	●	△	▲	同居家族が濃厚接触者に特定された場合でも登園できます。 ただし、家族が発熱などの症状があり検査を受けることになった場合は、検査結果（陰性）が判明するまでは登園を控えてください。
④発熱などの風邪症状や体調が悪い場合（感染の心配がある場合）	●	-	×	▲	病院を受診してください。検査を受けることになった場合は、検査結果（陰性）が判明するまで登園を控えてください。
	-	●	△	▲	登園できます。 ただし、家族が発熱などの症状があり検査を受けることになった場合は、検査結果（陰性）が判明するまでは登園を控えてください。
⑤同居家族が勤務先や自分の判断で検査する場合	-	●	○	-	登園できます。
⑥入院や陰性証明取得のために検査をする場合	●	●	○	-	登園できます。

【登園について】 「○」登園できます。「×」登園できません。「△」一部、登園できません。

【保育料減額】 「◎」減額対象です。「▲」検査を受けることになった場合、検査結果が判明するまでの間（病院受診日は含まず）は、減額対象です。

※自主的な登園自粛に対する保育料の減額措置はありません。